

## 更正請求添付書類について

### 添付書類の提出について

- 更正請求書に記載された請求理由や金額等が正しいものであるか確認するため、更正請求時に以下の添付書類を合わせてご提出ください（全てコピーで可）。
- 添付書類を確認した結果、内容について照会させていただく場合や、追加資料の提出をお願いする場合があります。

### 添付書類一覧（1）～（3）

#### （1）当初申告金額（領収証書の金額）の根拠資料

- ①上場会社が特別徴収している場合（※1）
  - ・配当金計算集計表（更正請求対象年月の配当割総額が確認できる資料）
  - ・住民税都道府県別集計表（上記「配当金計算集計表」の都道府県別内訳）
- ②金融機関が特別徴収している場合（※2）
  - ・システムの画面の写し（全国分と東京都分のページ）等、配当割総額と都道府県別内訳が確認できる資料

#### （2）更正請求対象になる株主への支払金額確認資料（該当者分のみ）

- ①上場会社が特別徴収している場合（※1）
  - ・配当金支払明細
- ②金融機関が配当割を特別徴収している場合（※2）
  - ・配当金支払通知書
- ③金融機関が源泉徴収選択口座内配当（もしくは株式等譲渡所得割）を特別徴収している場合
  - ・訂正前後の年間取引報告書

※1 この資料は証券代行機関（株主名簿管理人）が作成しています（証券代行機関により資料の名称が異なります）。

※2 株式数比例配分方式を選択している株主への配当金については、証券口座を取り扱っている金融機関が特別徴収義務者になります。

#### （3）更正請求理由・金額等が確認できる根拠資料（次ページ参照）

【更正請求理由・金額が確認できる添付書類例】

請求理由	添付書類（※４）
非居住課税（課税対象外） （※３）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍の附票</li> <li>・住民票の除票（海外への出国が記載されているもの）</li> <li>・在留証明書（居住開始年月日の記載があるもの）</li> </ul> <p>※上記資料の内いずれか１点をご提出ください（上記以外の資料をご提出される場合は、都民税利子割班までご相談ください）。また、マイナンバー（個人番号）の記載は省略してください。</p>
法人課税（課税対象外）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）</li> </ul>
持株会関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員への配当金支払明細（持株会が作成しているもの）</li> <li>・会員名簿が誤っていた場合は<u>正誤</u>の会員名簿</li> <li>・会員が非居住に該当する場合は上記非居住確認資料</li> </ul>
納税地（都道府県）相違	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配当割額・株式等譲渡所得割額都道府県別明細書（主税局HPに様式掲載）</li> <li>・正しい納税先に納付した領収証書</li> <li>・正しい納税先が確認できる帳票類</li> </ul>
計算誤謬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計算誤謬の原因となった<u>数字の正誤が確認できる帳票類、システム画面の写し等</u></li> <li>・上記数字の変動により、更正請求書の金額をどのように算出したのか確認できる資料（計算過程が確認できる資料）</li> </ul>

※３（非居住課税の留意点）

- ・配当割では、基準日（配当の支払を受けるべき日）を含めて1年以上国外に居住している時、非居住に該当します。国外の居住期間が1年未満の場合は、1年を経過した後、更正請求の手続きをお願いいたします。
- ・源泉徴収選択口座内配当割・株式等譲渡所得割では、課税基準日が配当割と異なり、「配当や譲渡対価の支払を受けるべき日の属する年の1月1日」となります。非居住による更正請求を行う場合は、1年以上国外に居住していること、1月1日時点で国外に居住していることを確認できる根拠資料をご提出ください。

※４（添付書類の留意点）

- ・配当割と異なり、源泉徴収選択口座内配当割及び株式等譲渡所得割には還付税額欄の計算が含まれます（納入申告書の左側「還付税額（b）」欄）。そのため、更正請求の対象になる方に譲渡損失がある時、還付税額の変動額を確認できる根拠資料が必要になる場合があります（更正請求書には還付税額を記載する欄はございません）。